

時事新報

第千四百三十二號

第十四百三十二號
明治十九年十一月十三日
舊丙戌十月十八日

日士
丁丑

設け分業法を盛にする考へあるも習慣の容易に改ひべ
からざるものあり盲目千人目明千人はその中あれば是
ニ至るは中々の難事あるべし信夫郡も織糸の產出高は
伊達ニ次ぎ事情も同一よて組合も八組ありしが目下各
村に揚返所を設けんとの計畫中あり伊達、信夫、安達、
田村、石川、安積、諸郡は本年競ふて共進會を開きたる

○静岡通報(十一月二日)及び二十九日の兩日より試験を執行せり右試験橋は鐵舟布舟の二種にして所迄て水勢の最も止め以て浮橋を造る

時事新報

る頃お掛けで東京府下に何々親睦會と稱する者の催し
陸續と來てあり近來は追々地方へも傳播来て所謂親睦
會あるものに日本國中にて聚まる人と費半時と金どは
中々鮮少に非ざる可考斯く多くの人と會し時を費し金
と散在て親睦會と開いたる處にて扱て其結果如何と云
ひ可き事共なり蓋し親睦會の目的は飲食にあらずして
へば多人數雜然鳥合迄て總飲食する位に止まり巧に
社交を密するに在り故に此目的をさへ達し得るば其
媒介たる飲食の類の如きに如何様にても差支むべやう
あるども人事は錯雜ある其關係の微妙不可思議ある決
如何よ聞るとの事は社會古今の事例に甚ざ著明ある
所ふさて親睦會の如だも亦此例外に獨立し得べきもの
單純なる一則一律に之依頼すべきに非す仮能く
實を生玄虛能く眞を孕み事の成否は單ふ之を行ふ方法
如爲に忽ち全体の目的を破却し去らるゝに患なしと云
ふ可らず今日の親睦會に踞坐食杯盤狼藉の間ふ醉倒
ふ非ず會の目的は何程善美なる其方法は不完全ある
が爲に忽ち全体の目的を破却し去らるゝに患なしと云
に飲食し適意に談笑し杯盤狼藉の中に終始せずして能
く親睦の目的を全うし得るものは蓋し西洋風の宴會集
會に若くものなかるべし但し今日の感にては東京府下
事萬端都合の悪しき箇條もあれども近時社會は改良と
共に西洋風の大會場も起るべく今日よりも西洋會食に
多人數相會して規則正しき會食を催すとモ叶はず諸
するの法と用ふる如既亦此一例ありと稱モべし適意
に於ても西洋風の會合ふ適當なる場所に乏えさう爲先
頗して多人數の集會に於て到る處其會場に乏しかづさる
て百人前後の人を容るゝに足る會食場あるにあらず
に於てをや左れば斯一の如くして從來空食の宴會を一
と圓み起坐の面倒あるが爲め座間の周旋奔走に懶く
裁封建時代の君公より御酒下されと云ふやうの景色を
爲めに幾分か會衆の親睦を薄うするの實なきに非す或
頗して多人數の集會に於て到る處其會場に乏しかづさる
舞ひ酒と飲ひの趣ありて座間の混雜は申す迄もあく杯
盤狼藉の間に餘慶座と謂えて客の衣裙を汚モと比々曾
あ然り將た又親睦の點より云へば宴席會合の折に人を
紹介し又紹介さるゝと甚だ大切ありと雖モ日本風の
宴席には此事誠に稀にして座上生面の客多く人々鹿瓜
らしく一座を睥睨して默然たるの場合甚だ少なからず
是色は日本人が所謂社交的の機智と乏しきの致所であ
外は互ひに親睦の機會を得ざるの場合も多きが故ゆ
あらんと雖も日本宴席は風として來客座に若々くより
宴の散するに至るまで餘り其座を動かさるが爲め紹
介の手數も不簡便にして餘程に必要なるものを除くの

例に依頼すべしに非ず飯能く
實を生玄虛能く眞を孕み事の成否は單ふ之を行ふ方法
如何よ關するとの事は社會古今の事例に甚ざ明るる
所ふ玄親睦會の如たる亦此例外に獨立し得べきもの
陸續と玄てあり近來は遐々地方へも傳播えて所謂親睦
會あるものに日本國中にて聚まる人と費モ時と金とは
中々鮮少に非ざる可考斯く多くの人と會し時と費シ金
と散玄て親睦會と開いたる處にて扱て其結果如何と云
へば多人數雖然烏合玄て縦飲放食する位に止まり巧に
親睦の目的と達せるもの甚ざ寥々なるが如たは誠に惜
む可考事共なり蓋し親睦會の目的は飲食にあらずして
社交を密スするに在り故に此目的をさへ達し得るば其
媒介たる飲食の類の如たる如何様にても差支あらやう
ひとも人事は錯雜ある其關係の微妙不可思議ある決
えて單純なる一則一律にのぞ依頼すべしに非ず飯能く

するとと爲らば飲食萬事の体裁も宜しく人々相識り相談するの便利も多く爰て親睦の目的を達するに庶幾^{ハシナム}らんか扱て又從來の親睦會より所謂會主あるものあきが爲め主人の務を負ふものあくして會場に統紀なきの弊あれど來會者中の老成人と推して會主と爲し會主はこれ應來會者と挨拶をして之を會場に誘引するの勞と執るが如きも亦自から一法ならん將た今日の處にては親睦會と云ふも語法を正せば何々縣は男子の親睦會と云はざる可らず左れば追々には婦人と親睦會に誘引し親睦會を利用して男女交際の媒と爲すとも肝要ある可し年々歲々の親睦會、會する人多くして費す時と金とも少からず此親睦會の体裁を改良して來會者親睦の旨を達せ左むると同時より利用して社會改良の一端とも爲そは智者の策るらんと信ず而して其第一著歩は日本風の賓會法を廢^{スル}て西洋風に移るに在るあり今や追々親睦會の季節に會志されば爰に一首を辨して會者の表考に供するものあり

公證人規則第二十一條ニ基キ來ル明治二十年三月一日
ヨリ各控訴院ニ於テ公證人試験ヲ施行ス

○辭令
明治十九年十一月十二日 司法大臣伯爵山田顯義

○ 初等英語讀本編纂委員會員ヒズ
○ 英國領事代理 在横浦英國領事兼判事補ロベルトソン氏は賜問答
文部省書類 ベジル オーラ チャンバレン

（略）
John, Carter Hall）氏右ヨーロッパ・トソン氏同様の資格を以て代理する英國
（使館より外務省へ通知あり）
公使館より外務省へ通知あり
○布桂支那商人七百社
市桂七百社は支那商人より、慶長するこ

とを發ひ是を拒がんため其の政廳はり我等を一層嚴重にし新設アセ那ハシとして旅券を有せざる者は直に退去を命じし而て退去せざる者は百キレバ「ルロアムツル」乞うよ。一層手づきにて思ふ事などござりニシテ

○昨日の本欄内大藏省令第三十三號中六分利付金庫公債元金二十萬圓と
（以上本年十一月十二日官報）

あるは一ノ方面的の誤植あり

○福島縣蘿蔴糸業組合の事　本月八日付福島通信局よりの報知に曰く當縣伊達郡蘿蔴糸業組合の事は屢々報道を受ける如く自由合同販賣一件より兩黨派生玄河事も西

角一致せし組合も全郡二十一組に分離し其規約も皆同
志からず且從來生糸は戸毎に製出するものにてアニー

ル、光澤、細太等も同一あらず、誠實は全國第一等と呼びて居る、伊達系も之が爲めに貿易市場の價値は常に下位にある有様なるより、有志者は大に慨歎し、百方改良を謀る。

ども何分習慣の久しき容易に改良するに至らず實先てはアーチ、光澤のみにても一致せしめんものとて今

度部長高木秀明氏の勧奨と有志者の盡力とに依りて、
郡各組合の大會議を開き二十一組を全廢し自由合同の
黨派を解消して更に一組合を組織し各村に協同所として

立し戸々の掲返しを禁ずて悉く此所にて掲返す事と
し販賣の各自の自由の任せる事に議決したる由去二〇

いたるべし有志中急進主義を持するもの製糸器械所等の事ありしか是より同翻訳業へ一層の進歩を見る。